**様式第一**（第２条第１項関係）

供給確保計画の認定申請書

年　　月　　日

　　国土交通大臣　名　　殿

 住　　　　所

　　　　　　　　　名　　　　称

　　　　　　　　　代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第９条第１項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

供給確保計画

１　名称等

申請者の氏名又は名称

代表者名（申請者が法人の場合）

資本金の額又は出資の総額

常時使用する従業員の数

法人番号（申請者が法人の場合）

日本標準産業分類における該当中分類名称並びに該当小分類名称及びその番号

担当者連絡先（所属、氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等）

（注）申請者が複数の場合は、申請者ごとに欄を追加して記載すること。

２　安定供給確保を図ろうとする特定重要物資等の品目

　安定供給確保を図ろうとする特定重要物資の品目

　安定供給確保を図ろうとする原材料等の品目

（注）２以上の原材料等の安定供給確保を図ろうとする場合は欄を追加して記載すること。

３　申請者における特定重要物資等の調達及び供給又は使用の現状

（１）安定供給確保を図ろうとする特定重要物資等に係るサプライチェーンの現状

|  |
| --- |
|  |

　（注）図などを用いて簡潔に記載すること。

　（２）安定供給確保を図ろうとする特定重要物資の供給の現状

|  |
| --- |
| 特定重要物資の品目名： |
| 〇申請者における供給量 | 供給量（合計） | /年 |
| （供給先）に対する供給量 |  | /年 |
| （供給先）に対する供給量 |  | /年 |

（注）取組実施前の直近の数値をもとに記載すること。

（３）安定供給確保を図ろうとする原材料等の調達又は使用の現状

|  |
| --- |
| 原材料等の品目名： |
| 〇申請者における原材料等の調達量 | 調達量（合計） | /年 |
| （調達先）からの調達量 |  | /年 |
| （調達先）からの調達量 |  | /年 |

1. 取組実施前の直近の数値をもとに記載すること。
2. 安定供給確保を図ろうとする原材料等の品目数に応じて上表を追加し記載すること。
3. 特定重要物資の供給先又は原材料等の調達先の数に応じて表に行を追加し記載すること。

４　取組の目標

　（１）取組の背景

|  |
| --- |
|  |

　（注）安定供給確保を図ろうとする特定重要物資等のサプライチェーンの現状や供給途絶リスク等の課題、当該特定重要物資等の今後の市場の見通し及び世界情勢を踏まえ、当該特定重要物資等の安定供給確保を図るために当該取組を実施する必要性について記載すること。

（２）取組の目標

|  |
| --- |
| （特定重要物資）　 |

|  |
| --- |
| （原材料等）　 |

（注１）安定供給確保取組方針において定められている基本的な目標及び方向性及び申請者の供給能力、供給途絶リスク、市場占有率等を踏まえ、船舶の部品等の安定供給確保を図るために必要な供給能力等の目標を記載すること。また、取組全体を通じた、地域経済への貢献や雇用創出効果等について記載すること。

（注２）安定供給確保を図ろうとする品目の取引先及び供給量並びに原材料の調達先・調達量等が今後変化すると見込まれる場合はその内容及び変化後の内容に応じた目標を記載すること。

（注３）２以上の原材料等の安定供給確保を図ろうとする場合には、上欄を追加してそれぞれの品目ごとに記載すること。

５　取組の内容及び実施期間

（１）取組の内容

実施予定の取組番号を下表から選択し、実施予定の取組ごとに具体的な取組内容及び事業計画終了年度において達成しようとする目標数値を記載すること。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １． | 生産基盤の整備 | ４． | 生産技術の導入・開発・改良 |
| ２． | 供給源の多様化 | ５． | 使用の合理化 |
| ３． | 備蓄 | ６． | 代替となる物資の開発 |

|  |
| --- |
| 特定重要物資の品目名： |
| 取組番号 | 目標数値を達成するまでの具体的な取組内容 | 目標数値（例：取組を実施することにより達成しようとする供給量及びその増加率） |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 原材料等の品目名： |
| 取組番号 | 目標数値を達成するまでの具体的な取組内容 | 目標数値（例：取組を実施することにより達成しようとする供給量及びその増加率） |
|  |  |  |

1. １つの特定重要物資等に対し２以上の取組を行う場合には、当該取組ごとに目標数値を設定すること。
2. １つの取組により２以上の原材料等の安定供給確保を図る場合は、表の欄を追加のうえで品目ごとに目標数値を記載すること。
3. 具体的な取組内容の記載にあたって、事業開始後に取組により直接的に達成が見込まれる定量的な中間目標等を設定している場合は、その内容も併せて記載すること。
4. 本計画を認定した場合は、上表の記載内容について国の指定した安定供給確保支援法人に通知する。

（２）目標数値設定の根拠

|  |
| --- |
| （目標数値設定の根拠） |
| 特定重要物資の品目名： |
|  |
|  |
| 原材料等の品目名： |
|  |

（注１）（１）に記載の目標数値の算出の根拠となる計算式や当該物資の市場動向の見通し及び世界情勢等の背景を踏まえて記載すること。

（注２）２以上の原材料等の安定供給確保を図ろうとする場合には、上欄を追加してそれぞれの取組ごとに記載すること。

（３）取組の実施期間

1. 計画の実施概要

|  |
| --- |
| 特定重要物資の品目： |
| 　　年度　取組の内容（予定）：（　　　　　　　　　　　　　　　　　）　　 　※事業開始年度 |
|  | 　　　月 |  |
| 　　　月 |  |
| 　　年度　取組の内容（予定）：（　　　　　　　　　　　　　　　　　）　　　　　 |
|  | 　　　月 |  |
| 　　　月 |  |
| 　　年度　取組の内容（予定）：（　　　　　　　　　　　　　　　　　）　　　　※事業終了年度 |
|  | 　　　月 |  |
| 　　　月 |  |
|  |  |  |
| 原材料等の品目： |
| 　　年度　取組の内容（予定）：（　　　　　　　　　　　　　　　　）　　　　　※事業開始年度 |
|  | 　　　月 |  |
| 月 |  |
| 　　年度　取組の内容（予定）：（　　　　　　　　　　　　　　　　）　　　　　 |
|  | 　　　月 |  |
| 月 |  |
| 　　年度　取組の内容（予定）：（　　　　　　　　　　　　　　　　）　　　　　※事業終了年度 |
|  | 　　　月 |  |
| 　　　月 |  |

1. 取組の実施に係る施設又は設備等であって導入のために本計画の認定を通じた支援措置を希望するもの

|  |  |
| --- | --- |
| 施設（工場等）の名称 |  |
| 施設（工場等）の所在地（住所）（注１） |  |
| 対象品目名 |  |
| 敷地面積 | ㎡ | 建築面積 | ㎡ |
| 導入の背景や必要性等 |  |
| 金額（円） |  |
| （特定重要物資又は原材料等）の安定供給確保への効果 |  |
| 総従業員数（うち技術者数）（注２） | 人（　　　　　　　　人） |

（注１）土地・建物の所有関係に関する資料、施設の配置図、設計図及び設備の配置図を提出すること。

　　（注２）取組開始時に予定する従業員の人数を記載すること。

（注３）複数の施設を整備する場合は、上表を追加し、個別施設ごとに記載すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 設備（機械装置等）の名称 |  |
| 設備の設置場所（工場等） |  |
| 対象品目名 |  |
| 導入の背景や必要性等 |  |
| 単価及び数量 | 単価（円）：  | 数量（単位）： |
| 金額（円） | 単価×数量の総額 |
| 安定供給確保への効果 |  |

　　（注１）２以上の設備を導入する場合は、上表を追加し、個別設備ごとに記載すること。

　　（注２）設備に関するカタログや仕様書等の設備の概要が分かる資料を添付すること。

６　取組の実施体制及び取組に関する情報を管理するための体制

|  |
| --- |
| （実施体制図） |

|  |
| --- |
| （取組に関する情報を適切に管理するための体制の整備状況）（経営体制に関する状況） |

（注１）安定供給確保のための取組に関係する主な部署、その人数の見込み及び担当者の氏名・役職・役割分担等について、図等を活用して記載すること。その際、国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令第11条に基づく報告を行う体制についても明記すること。

　　　なお、取組の実施に際する社内及び取引先における情報の管理やサイバーセキュリティの確保等の観点から、情報を適切に管理（情報開示に関する社内規定の整備を含む。）するための体制の整備状況について、また、経済活動における人権の尊重の観点から、特定重要物資等のサプライチェーン上の人権問題に関し対策を実施するための社内の体制の整備状況について、それぞれ記載すること。

（注２）経営体制に関する状況として、①事業者の立地状況並びに当該立地に基づく外国の法的環境等による影響の有無及びその状況、②コーポレートガバナンスに関する規定等の整備状況について記載すること。

（注３）共同申請の場合は、共同事業全体での実施体制図を具体的に記載すること。

７　取組に必要な資金の額及びその調達方法

（１）実施予定の取組の内容　（取組番号〇．）

（単位：百万円）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 調達方法費用 | 政府関係金融機関　からの借入れ(額)、(金融機関名) | 民間金融機関等からの借入れ(額)、(金融機関名) | 自己資金(資金内訳) | 補助　必要額 | 事業費合計 | 備考 |
| 年度 |  |  |  |  |  |  |
| 年度 |  |  |  |  |  |  |
| 年度 |  |  |  |  |  |  |
| 年度 |  |  |  |  |  |  |
| 年度 |  |  |  |  |  |  |

（注１）民間金融機関等からの借入れについて信用保証協会による保証を受ける期待がある場合には、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。

（注２）（２）において、株式会社日本政策金融公庫法の特例による支援措置を希望する場合には、想定金融機関名および支援措置により受ける想定支援額を、「備考」欄に記載する。

（注３）複数の取組を実施する場合は、「実施予定の取組の内容」欄及び上表を追加して取組ごとに記載すること。

　（２）期待する支援措置

|  |  |
| --- | --- |
| 支援措置 | 希望する場合は〇 |
| 株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン） |  |
| 中小企業投資育成株式会社法の特例 |  |
| 中小企業信用保険法の特例 |  |
| 安定供給確保支援法人による助成 |  |
| 安定供給確保支援法人による認定供給確保事業者に貸付けを行う金融機関に対する利子補給金の支給 |  |

（３）（２）の支援措置を期待する設備（（２）の支援措置のいずれかを希望する場合のみ記載）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：百万円）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 設備投資所要資金額 | 導入する設備等の名称 | 数量 | 単価 | 希望する措置金額と方法 | 設置場所 |
| （導入年度を記載） |  |  |  |  |  |  |
| （導入年度を記載） |  |  |  |  |  |  |
| （導入年度を記載） |  |  |  |  |  |  |
| 合計額 |  |  |  |  |

８　取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置

|  |
| --- |
|  |

　（注）事業継続性確保のため、別途事業継続計画を策定し、その旨記載すること。

９　取組を行うに当たって必要となる法令に基づく許認可等の取得又は申請の状況等

|  |  |
| --- | --- |
| 必要となる許認可等の名称及び根拠法令 | 取得又は申請の状況 |
|  |  |
| （その他の安定供給に係る国内関係法令の遵守状況） |

　（注）許認可等を要しない国内関係法令についても、その遵守状況を上欄に記載すること。

１０　申請を行う事業者の営む業種における競争の状況（複数の事業者による申請を行う場合）

|  |
| --- |
|  |

（注）安定供給確保を図る特定重要物資等を生産する事業者の同業者の中において占める地位、市場占有率その他の競争の状況を把握するために参考となるべき事項並びに申請を行う複数の事業者が共同して取組を実施することについて合意した具体的な内容について記載すること。

添付書類目次

添付書類

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 申請者の定款の写し又はこれに準ずるもの及び申請者が登記をしている場合には、当該登記に係る登記事項証明書 |
| ２ | 申請者の最近三期間の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの） |
| ３ | 国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令第四条各号に掲げるいずれかの措置が確実に講じられる見込みがあることを証する書類  |
| ４ | 当該申請者が次のいずれにも該当しないことを証する書類1. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下このイにおいて「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（ロ及びハにおいて「暴力団員等」という。）
2. 法人でその役員のうちに暴力団員等があるもの
3. 暴力団員等がその事業活動を支配する者
 |

（備考）

１．主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。

２．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。